

八代市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として1件当たりの設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が2,500万円以上のものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により一般競争入札に適さないと認められる場合はこの限りでない。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札の参加に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 八代市競争入札参加有資格者名簿において、対象工事の業種について登録されていること。
- (4) 当該入札に係る公告日から入札日までのいずれの日においても、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決）第2条及び第3条の規定に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 対象工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のないこと。
- (6) 指定の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
- (7) 指定の要件を満たす技術者を配置できること。
- (8) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合において、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について指定の要件を満たすこと。
- (9) その他別に要件を定めた場合において、当該要件を満たすこと。

2 入札参加資格は、対象工事ごとに八代市工事入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

(入札手続の種類)

第4条 一般競争入札の入札手続は、入札前に入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格があると認めた者（以下「有資格者」という。）による入札の結果に基づき落札者を決定する方法（以下「事前審査方式」という。）のほか、入札において予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格を提示した者（第12条第2項ただし書又は同条第3項

に該当する場合を除く。以下「落札候補者」という。)について、開札後に入札参加資格の有無について確認を行い、有資格者であると認めた場合に落札者として決定する方法(以下「事後審査方式」という。)によるものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、対象工事を一般競争入札に付そうとする場合は、八代市契約規則(平成17年八代市規則第178号。以下「規則」という。)第13条の規定により、公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、八代市役所前掲示場への掲示のほか、八代市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(入札説明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による公告後、速やかに当該入札に係る必要事項を記載した説明書(以下「入札説明書」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定による交付に係る期間、場所及び方法については、別に定める。

(申請書等の提出)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、指定する期限までに入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書等の様式、種類、提出期間及び提出方法については、別に定める。

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、前条の規定により参加希望者から申請書等が提出されたときは、当該参加希望者の入札参加資格の有無について確認するものとする。

2 事前審査方式による場合、前項の規定による確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、第3条第1項第4号に規定する事項の確認については、申請書等の提出期限の日から入札参加資格の確認を行う日までのすべての期間について行うものとする。

3 市長は、前項の規定による確認を行ったときは、確認の結果を参加希望者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知に当たっては、入札参加資格がないと認めた者(以下「無資格者」という。)に対し、その理由を付すとともに、次条の規定による説明について明記するものとする。

5 第2項の規定による確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、有資格者が第3条に定める要件を満たさなくなった場合は、当該有資格者の入札参加資格を取り消し、その旨を通知するものとする。

6 事後審査方式による場合、第1項の規定による確認は、開札日をもって行うものとする。

- 7 第3条第1項第6号に定める施工実績及び同項第7号に定める配置候補技術者の経験については、国内における施工実績及び経験をもって確認を行うものとする。

(無資格者に対する説明)

第9条 前条第2項の規定に基づき無資格者となった者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定による説明要求に係る期間、場所及び方法については、別に定める。
- 3 市長は、第1項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により説明を求めた者について入札参加資格があると認める場合は、前条第3項の通知を取り消し、入札参加資格がある旨を通知するものとする。
- 5 第3項の規定による回答及び前項の規定による通知を行う場合においては、委員会の審議を経るものとする。

(入札説明書等に対する質問)

第10条 参加希望者は、入札説明書及び設計図書に関し疑義がある場合は、質問書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定により質問書が提出された場合は、当該質問に対する回答を閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の規定による質問書の提出及び前項の規定による閲覧に係る期間、場所及び方法については、別に定める。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 規則第15条及び八代市競争契約入札心得（平成17年八代市告示第134号。以下「心得」という。）第3条の規定による入札保証金については、別に定める。

- 2 規則第6条及び心得第12条の規定による契約保証金については、別に定める。

(予定価格及び落札者の決定方法)

第12条 予定価格は、八代市入札予定価格事前公表施行要領（平成17年8月1日行政管理部長専決。以下「公表要領」という。）に基づき、事前に公表するものとする。

- 2 心得第9条の規定に基づき、入札を行った有資格者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、公表要領第5条に該当する場合において、当該入札価格では適正な工事の施工ができないと委員会において判断されたときは、令第167条の10の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、総合評価方式により落札者を決定する場合は、別に定めるところによる。

(入札の執行)

第13条 入札は、心得第4条の規定により行うものとする。ただし、同条第3項の規定

による郵便入札については、別に定める。

- 2 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 3 事後審査方式による場合は、開札後速やかに落札候補者について入札参加資格の確認を行うものとする。
- 4 前項による確認の結果、当該落札候補者が有資格者であると認めた場合は、落札者として決定する。ただし、前条第2項ただし書又は第3項に該当する場合は、当該各号に定めるとおりとする。
- 5 第3項による確認の結果、当該落札候補者が無資格者であると認めた場合は、当該落札候補者による入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格を提示した者を落札候補者とする。
- 6 前項の規定により落札候補者となった者については、前3項の規定を適用する。
- 7 第5項の規定による無資格者については、第9条第1項から第4項までの規定を準用する。

(入札の無効)

第14条 心得第8条の規定に該当する入札は、無効とする。

- 2 落札者の決定後、当該入札が無効であることが判明した場合は、決定を取り消すものとする。

(苦情申立て)

第15条 この要領に基づく入札参加資格の確認その他の手続に関しては、八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領(平成17年8月1日行政管理部長専決)を準用するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
(八代市制限付一般競争入札試行要領の廃止)
- 2 八代市制限付一般競争入札試行要領(平成21年9月11日総務部長専決)は、廃止する。

附 則(平成24年11月12日総務部長専決)

(施行期日)

- 1 この要領は、総務部長専決の日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の要領の規定は、平成25年4月1日以後に実施する入札から適用する。

附 則（平成２５年２月２０日総務部長専決抄）
（施行期日）

- 1 この要領は、平成２５年４月１日から施行する。